

省エネルギー法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kg)	3,000 kℓ/年度以上	1,500kℓ/年度以上 ～3,000kℓ/年度未満	1,500kℓ/年度 未満
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等	第二種 エネルギー管理指定工場等	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者	第二種特定事業者	—
業種	製造業等5業種 (鉱業、製造業、電気供給業、 ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	—

地球温暖化防止に関する 改正省エネ法

事業者クラス分け評価制度(SABC評価制度)

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

<h3>Sクラス</h3> <p>省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)</p>	<h3>Aクラス</h3> <p>省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)</p>	<h3>Bクラス</h3> <p>省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)</p>	<h3>Cクラス</h3> <p>注意を要する事業者 (目標未達成事業者)</p>
<p>【水準】 ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②ベンチマーク目標達成</p> <p>【対応】 優良事業者として、経産省HPで 事業者名や連続達成年数を表示。</p>	<p>【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は 高いが、Sクラスの水準には 達しない事業者</p> <p>【対応】 省エネ支援策等に関する情報を メールで発出し、努力目標達成を 推進。</p>	<p>【水準】 ①努力目標未達成かつ 直近2年連続で原単位が 対前年度比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加</p> <p>【対応】 注意喚起文書を送付し、 現地調査等を重点的に実施。</p>	<p>【水準】 Bクラスの事業者の中で特に 判断基準遵守状況が不十分</p> <p>【対応】 省エネ法第6条に基づき 指導を実施。</p>

B、Cクラスに格下げとなると
その後の対策が大変です。

※1 努力目標:5年間平均原単位を年1%以上低減すること。 ※2 ベンチマーク目標:ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

平成25年10月水銀に関する水俣条約が採択

水銀汚染防止法の主な措置内容対象者措置の内容(該当条文)

水銀を使用する製品を製造する者

特定水銀使用製品の製造等の原則禁止(令和32年12月31日施行)

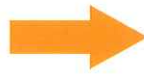
水銀ランプ
をお使いの
皆様へ

- 1 一般照明用の高圧水銀ランプ(HPMV)の**2021年以降製造、輸出入が禁止**
- 2 メタルハライドランプ・高圧ナトリウムランプは規制対象外

水銀
ランプ
2020年



2020年末まで



2500K
HIDランプ
G12口金
メタルハライドランプ



選ばれています!
LED照明器具

ダイオキシン類対策特別措置法 (ダイ特法)



法規制の対象となる 廃棄物焼却炉

- ①火床面積が0.5㎡以上または
- ②焼却能力が50kg/h以上
- *複数台ある場合はその合計

ダイ特法に基づく規制

- ①設置などの届出
- ②排出ガスの基準値
- ③排出水の基準値
- ④ばいじん等の基準値

届出不要の焼却炉

- ①火床面積が0.5㎡未満
- ②焼却能力が50kg/h未満

廃棄物の処理および清掃に関する法律 (廃掃法)

焼却設備の構造

- ①焼却設備内と外気が接することなく燃焼ガスの温度が800度以上維持できる事。
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が可能な事
- ③燃焼中に廃棄物を投入する場合は、外気と遮断された状態で定量づつ廃棄物の投入が可能な事
- ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定可能なこと
- ⑤燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること

全ての
焼却炉
に適用

廃プラスチック問題

2030年までに100%のプラスチックが、再使用可能、リサイクル可能
熱回収可能となるよう産業界と協力する

届出
不要

構造基準適合保証

焼却炉の構造に関するすべての法規制に適合しています。万一、行政からの指導があった場合、当社が責任を負います。



廃プラ対応焼却炉で解決!



廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

産業廃棄物=事業活動にて生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類の廃棄物

- 廃油(潤滑油、洗浄油、切削油、廃溶剤、鉱物性・動物性油脂)
- 金属屑(鉄鋼、非鉄金属の研磨屑、切削屑)
- 煤塵(集塵施設より集められたもの)
- 廃プラスチック(合成樹脂・合成繊維屑等の固形、液状の合成高分子系化合物)
- 燃え殻(焼却炉の残灰)
- 汚泥 廃酸 廃アルカリ 紙屑 木屑等20種類



*事業者は自ら産業廃棄物を処理(保管・運搬・処分)しなければならない。…処理基準の遵守
*もしくは許可を有する処理業者へ委託しなければならない。…マニフェスト交付

⚠ 違反すると 刑事処分・行政処分が科せられます。

平成29年6月公布平成30年4月施行

- (1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化
 - ① 許可を取り消された者等に対する措置の強化
 - ② マニフェスト制度の強化:特定事業者に電子マニフェストの使用を義務付け
- (2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け

PCB廃棄物特別措置法等の改正 平成28年8月

ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

まもなく 処分期間が終了します

高濃度PCB廃棄物(主なもの)

- 高圧変圧器
- 高圧コンデンサ
- 安定器

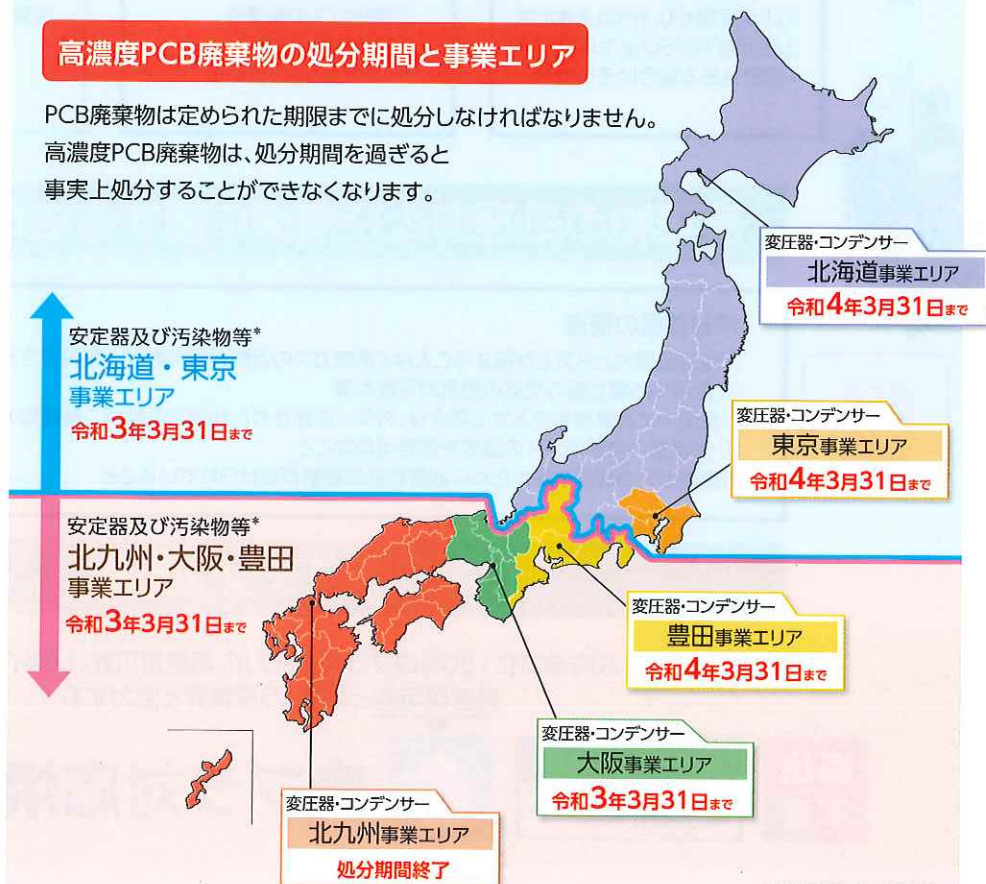


昭和47年(1972年)までに
国内で製造された製品に
含まれている可能性が高いです

適正な届出、処理を怠ると
懲役刑・罰金が科せられます

高濃度PCB廃棄物の処分期間と事業エリア

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると
事実上処分することができなくなります。



* 小型電気機器の一部を除く。

◎ヒアリングシート

作業内容と問題点	目次NO	作業内容と問題点	目次NO
1 省エネルギー		5 切削・研削・洗浄	
□1 照明の省エネの検討	1・12・13・15・20	□1 切削屑・研磨粉と油・液の分離	21・32・33・39・41
□2 空調設備の省エネの検討	4・7	□2 加工液・洗浄液の浄化・リサイクル	32・33・36・38・39・40・41・42
□3 コンプレッサ・エア量の省エネの検討	17・18・19・29・43	□3 浮上油の処理	36・38・41
□4 ファン・ポンプの省エネ化の検討	2・3・6・9・10・17	□4 オイルミスト・洗浄ミストの処理	21・22・25
□5 冷却装置の省エネ化の検討	2・7	□5 廃水処理	9・27
□6 油圧装置の省エネ化の検討	8	□6 騒音対策	24
□7 変圧器の省エネ化の検討	5・11	□7 掃除機	21・30
□8 モータの省エネ化の検討	11・14	□8 エアブロー作業の改善	31・32
□9 ボイラの省エネ化の検討	16	6 高周波焼入・塗装・メッキ	
2 資材・製品倉庫		□1 高周波焼入液の浄化・リサイクル	36
□1 段ボールの処理	34	□2 廃水処理	9・27
□2 フィルム・PPバンドの処理	34	□3 粉体塗装の粉末処理	21・22
□3 掃除機	21・30	□4 有害ガスの換気	3・4・6・10・17・28
□4 焼却炉	37	□5 コンプレッサドレン処理	43
3 事務所・食堂		□6 空缶・ドラム缶の処理	34・43
□1 機密書類の処理	35	7 レザー・溶接・溶断	
□2 空缶の処理	34・43	□1 火の粉・爆発対策	21・22・28
□3 掃除機	21・30	□2 煙・ヒュームの除去	21・22・28
□4 焼却炉	37	□3 コンプレッサドレン処理	43
□5 空気清浄機	26	□4 掃除機	21・30
4 研磨		8 樹脂成形・プレス	
□1 一般粉塵の処理	21・22・25・30・31・32	□1 作動油の浄化リサイクル	36
□2 クーラントの浄化	32・33・36・38・39・40・41・42	□2 騒音対策	24
□3 騒音対策	24	□3 コンプレッサドレン処理	43
□4 掃除機	21・30	9 食品加工	
		□1 クリーンエアの供給	19
		□2 水処理・廃水処理	9・27
		□3 コンプレッサドレン処理	43
		□4 空缶・ドラム缶の処理	34・43
		□5 床・装置の洗浄	23
		□6 掃除機	21・30
		□7 異物混入の防止	33

取扱店



大分県中津市上宮永 397-1
井上機工株式会社

TEL 0979-23-2111
FAX 0979-23-2115